

平成31年度事業計画及び収支予算について

I 平成31年度事業計画

千葉県は、温暖な気候や豊かな大地、そして首都圏に位置する立地条件に加え、生産者のたゆまぬ努力により、全国屈指の農業県とし発展を遂げている。

一方、農業を取り巻く環境は、生産者の高齢化や担い手不足など、依然として厳しい状況にあるが、魅力ある本県農業を維持・発展させるため、需要の変化に柔軟に対応できる産地育成や高収益型園芸農業の推進による生産力の強化を図ることが重要である。

そこで、オール千葉体制での力強い産地づくりや担い手への農地集積・集約及び就農支援活動、6次産業化の推進、野菜価格安定対策など多様な業務を県並びに関係機関との連携を強化し、生産者の収益力向上につながるよう、総合的な農業振興支援に全力で取り組むこととする。

1 会議の開催

(1) 総会

定款第12条及び第13条の定めるところにより、会費の金額、平成30年度決算に係る財務諸表（貸借対照表及び正味財産増減計算書）の承認、その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項などについて審議するため、開催する。

【開催時期】2019年6月下旬

(2) 理事会

定款第31条及び第32条の定めるところにより、業務執行の決定、理事の職務執行の監督などについて審議するため、開催する。

【開催時期】2019年6月上旬（定款第41条）

2020年3月下旬（定款第40条）

(3) 監査会

定款第23条の定めるところにより、事業報告及び決算状況について、監事の監査を受ける。

【開催時期】2019年5月下旬

(4) 委託業者等指名業者選定審査会

経理規程第46条の定めるところにより、契約をする場合には、競争に付することと定められている。そのため、委託指名業者等を適正に選定する「委託業者等指名業者選定審査会」を設置・開催することにより、公正かつ適正な委託業者の選定に努める。

2 財政的援助団体等監査

地方自治法第199条第7項の規定により、平成30年度事業に対する千葉県監査委員の監査を受検する。

(1) 監査の主眼

出納その他の事務が適切かつ効率的に行われているか、財政的援助等による所期の目的が達成されているかを主眼とする。

(2) 監査の実施

- | | |
|---------------|------------|
| ア 監査委員事務局職員監査 | 2019年11月下旬 |
| イ 監査委員本監査 | 2020年2月中旬 |

(3) 監査報告の公表

県ホームページ、県報等により、監査結果を公表する。

※地方自治法第199条第7項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は知事の要求があるときは、県が補助金、交付金、負担金、貸付金などの財政的援助を与えている団体や、県が出資、支払保証、公の施設を管理委託している団体などについて、出納その他の事務の執行で財政的援助に係るものについて監査することができる。

3 生産販売振興対策事業（公益目的事業1）

(1) 産地活性化促進事業

ア 園芸産地強化事業

本県主要7品目（にんじん、ねぎ、さつまいも、トマト、だいこん、キャベツ、きゅうり）については、生産力や販売力を強化するために品目別協議会を設置し、品質・規格の統一に向けた取組や生産量拡大に向けた支援等を推進してきたところである。

平成31年度は、「千葉県農林水産業振興計画」を踏まえつつ、品目の特徴や取り巻く情勢などに応じた取組を関係者で協議しながら推進することで産地の強化を図っていく。

さらに、平成30年度から取組を開始したすいか、やまといも、レタスについても、併せて引き続き産地連携を推進していく。

また、こうした産地連携の取組をより効果的に実行するためには、各産地を牽引・誘導する指導者等の活動が重要となることから、これらの人材を育成するための研修などを実施する。

【品目別の取組計画】

品 目	主な取組
にんじん	目標産出額（H33）：150 億円 ○実需に応じた秋冬作出荷規格の統一 ○省力化や労力確保等による規模拡大の推進 ○難防除害虫防除体系の確立
ねぎ	目標産出額（H33）：230 億円 ○新産地の設立に向けた支援 ○「プレミアム夏ねぎ」等の規格統一に向けた支援 ○加工業務用の取組推進
さつまいも	目標産出額（H33）：220 億円 ○品種別販売方針に基づく生産、販売支援 ○食味安定や省力化に向けた生産技術支援 ○ロット拡大や集出荷貯蔵施設を生かした販売の検討
トマト	目標産出額（H33）：190 億円 ○抑制作、春作の反収向上に向けた取組の実施 ○品質の平準化に向けた販売対策支援 ○規格統一やロット拡大に向けた取組支援
だいこん	目標産出額（H33）：140 億円 ○省力化・低コスト化技術の推進 ○各種栽培技術等についての産地間の情報共有
キャベツ	目標産出額（H33）：130 億円 ○加工・業務用産地の生産力強化に向けた支援 ○各種栽培技術等の産地間の情報共有
きゅうり	目標産出額（H33）：125 億円 ○環境制御技術等による反収向上支援
その他	すいか、やまといも、レタス等について、複数産地が連携した販売促進活動や生産対策などに取り組む

イ 生産技術向上対策事業

生産性の高い産地の育成や農産物の品質、収量の向上を目指し、種苗の審査会や県域での共進会を実施するほか、種苗センターにおいて、野菜、果樹、花植木等の種苗を生産し、県内の園芸産地に供給する。

(ア) 第 67 回千葉県野菜品種審査会の開催

野菜優良品種の選定と野菜種子の品質改善を目的とした千葉県野菜品種審査会の開催により、優良品種の普及・定着を促進し、園芸農産物の品質向上と経営の安定を図る。

主催：千葉県、日本種苗協会千葉県支部、(公社)千葉県園芸協会

【実施計画の概要】

品目	作型	審査時期	ほ場（担当機関）
キャベツ	秋冬どり	11月上旬中旬	旭市（農林総合研究センター水稲・畑地園芸研究所東総野菜研究室）
にんじん	秋冬どり	12月上旬	香取市（農林総合研究センター水稲・畑地園芸研究所畑地利用研究室）
レタス	年内どり	12月中下旬	館山市（農林総合研究センター暖地園芸研究所野菜・花き研究室）
ねぎ	秋冬どり	1月下旬～2月上旬	横芝光町（山武農業事務所）

（イ）各種共進会の開催

生産技術の向上や園芸生産者の意欲増進を目的とした各種共進会を開催する。

また、共進会の会場については、一般消費者が多数来場可能な大量販店等を利用することにより、消費者との情報交換や交流を促進し、消費者ニーズに対応した生産を目指す。

【実施計画の概要】

品目	共進会名	開催時期（予定）
果樹	千葉なし(幸水)味自慢コンテスト	2019年8月
果樹	房総みかん美味コンテスト	2019年11月
植木	千葉県植木共進会	2019年10月
花き	千葉県フラワーフェスティバル、花き共進会	2020年1月

（ウ）種苗生産事業

県の委託事業を受け、県内生産に適した高品質な農産物を消費者に安定的に供給するため、県育成品種等の種苗生産に取り組む。

また、県内産地のニーズに対応できる種苗生産体制を検討する。

【農作物原種生産事業（県委託事業）】

品目	品種・系統数	生産量
落花生	千葉半立、ナカテユタカ 他3品種	1,640kg
かんしょ	ベニアズマ、高系14号 他2品種	3,750本
やまといも	ふさおうぎ、千系53-16	1,200kg
さといも	ちば丸	750kg

いちご	ふさの香、桜香、紅香	1,300 本
ねぎ（坊主不知）	足長美人、小金系、向小金系	2,400 本
植木類		2,000 本
なし	若光、なつひかり、K 3 号	350 本
ビワ台木	楠	800 本

（エ）技術情報の共有・普及

農業資材商業会等と連携し、技術展示会などの方法により、J A等に対する効果的な技術情報の共有・普及を図る。

なお、日本施設園芸協会によるセミナー・機器資材展が本県で開催されるので後援するとともに幅広い参加を促す。

- ・開催時期：平成 31 年 8 月 7 日（水）、8 日（木）（予定）
- ・開催場所：旭市（千葉県東総文化会館）

（オ）果実等生産出荷安定対策

県内果樹園経営を安定的に発展させるため、果樹産地構造改革計画に基づき、産地自らが行う担い手の育成・確保や改植、園地の基盤整備などの取組を支援する。

また、なし生産の経営安定に資するため、平成 2 8 年度から開始した、剪定枝の発電利用に係る事業者認定制度の運営を継続・実施する。

ウ 担い手支援対策

県から指定を受けた千葉県青年農業者等育成センターとして、就農に関する情報提供、相談対応、農業法人等への就農斡旋等を実施するなど、新規就農希望者の円滑な就農を支援し、多様な担い手の確保を目指す。

また、就農後の担い手の経営課題を解決し、産地の活性化を図るため、専門的な内容に対する相談対応を行う。

【具体的推進事項】

県や千葉県農業者総合支援センターをはじめ、関係機関・団体と連携し、次の内容に取り組む。

（ア）就農相談活動

- ・就農相談業務
- ・新農業人フェア相談会への参加
- ・千葉県農林水産業就業相談会
- ・法人等就業相談会

（イ）職業紹介活動

- ・農業法人等への就業斡旋

(ウ) 新規就農者の交流促進

- ・認定就農者交流会の開催
- ・県青年農業者会議への後援

(エ) 就農支援活動の推進

- ・新規就農支援活動連絡協議会の開催

(オ) 担い手の経営高度化への支援

- ・ちば農業経営相談所の業務として、相談対応を図る。

(カ) 表彰事業

- ・県域でのコンクールをはじめ、県内各地域で開催される園芸品目対象の共進会や県民参加型のコンテストなど、公益的に広く開催されるものに対し、会長賞を交付し、園芸品目の奨励を図る。

(2) 販売対策事業

ア 農産物販売促進活動

大型量販店や卸売市場等での産地と消費者・実需者を繋ぐPR活動として、交流促進イベント、フェア、試食販売などを実施し、本県農産物への理解を深めるとともに、輸出を含めた販路拡大対策などに取り組み、利用促進を図る。さらに、2020年に開催される「東京オリンピック・パラリンピック」の新たな需要への対応などに取り組むこととする。

(ア) 販売促進活動

品目別協議会において、県統一販促資材等を作成し、主要産地合同の販売促進活動を通して、PR強化を図る。また、県が推進する農産物の輸出について、連携して実施する。

(イ) 「ちばエコ農産物」の推進

県が推進する「ちばエコ農産物」の現地確認などについて、県と連携して実施する。

(ウ) 県産花き及び植木の需要拡大

次世代国産花き産業確立推進事業（前：国産花きイノベーション推進事業）の活用などにより、関係者の連携支援の下、生産供給体制の強化及び県産花植木の需要拡大を図る。また、植木については、輸出相談窓口を継続するなど、需要拡大を支援する。

(エ) 「東京オリンピック・パラリンピック」の新たな需要への対応

園芸農産物の需要増が期待されることから、県における検討状況を踏まえ、開催年に向けての需要拡大を目指した対応に取り組む。

イ 6次産業化の推進

千葉県6次産業化サポートセンターとして相談窓口を設置し、加工・流通・農家レストランなどの6次産業化に取り組む農林漁業者への専門家派遣、起業支援講座や交流会の開催等による人材の育成を行ってきたところである。

今後も、農林漁業の6次産業化を推進するため、これまでに構築した支援体制により、6次産業化を目指す農林漁業者への支援を継続するとともに、人材の育成等に取り組む。

(ア) 人材育成研修会の開催

経営感覚を持って6次産業化事業に取り組める人材を育成するため、ビジネス講座などを実施する。

(イ) 農林漁業者等へのサポート活動

6次産業化を支援するプランナーを選定・登録し、必要に応じて農林漁業者等に派遣することにより、総合化事業計画の認定に向けたサポートや認定後のフォローアップなどを実施する。

(3) 食育促進事業

本県が全国有数の農産物の産地であることの周知を通じて、食の大切さを県民に知ってもらい食育活動は極めて重要である。

そこで、食育活動が地域に根ざした継続的な取組として定着するよう、県内の小学校をはじめ、各地域での食育活動に取り組む生産団体等に対し、県産農産物を紹介した印刷資材や教材等を作成・提供し、食育活動を積極的に支援するとともに、催事への参画などにより食育の増進に努める。

ア 資材の提供

本県産農産物紹介クリアファイル、リーフレット、ポスターの提供 等

イ 催事への参加

ウ 主な配布先

教育関係（主に小学校）、生産者団体、農業協同組合、一般県民 等

(4) 情報活動事業

協会ホームページの運営や機関紙「千葉の園芸」の発行を行い、園芸協会の活動を紹介するとともに、産地の生産状況や新技術、市場・流通動向などの情報を関係者などに幅広く提供し、情報の共有・交流を促進する。

これらを通じて、消費者が求める農産物を安定供給できる産地づくりを支援する。

4 野菜価格補償事業（公益目的事業2）

本事業は、主要野菜を計画的に生産出荷する産地において、市場価格が下落した時に、その減収となった差額を生産者に補給することで、再生産可能な経営を維持し、消費者に青果物を安定的に供給することを目的とする。

現在、交付予約数量は現状維持傾向にあるが、今後とも、対象産地の拡大により経営の安定化を図る。

（1）千葉県青果物価格補償事業

対象野菜（だいこん、トマト、にんじん、ごぼう、キャベツ、ねぎ、わけぎ、ほうれんそう、レタス、サラダ菜の10品目）

（単位：t、円）

項目	本年度計画
対象品目	10
交付予約数量	4,533.5
資金造成計画額	322,990,361

（2）特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

ア 特定野菜供給産地育成価格差補給事業

対象野菜（かぶ、そらまめ、にら、ブロッコリー、ながいも以外のやまのいもの5品目）

（単位：t、円）

項目	本年度計画
対象品目	5
交付予約数量	2,402
資金造成計画額	211,613,050

イ 指定野菜供給産地育成価格差補給事業

対象野菜（キャベツ（夏秋・冬）、きゅうり、だいこん、トマト、ミニトマト、にんじんの6品目）

（単位：t、円）

項目	本年度計画
対象品目	6
交付予約数量	4,167
資金造成計画額	97,014,020

（3）加工・業務用野菜生産基盤強化対策

加工・業務用野菜の安定的な生産・出荷に取り組む産地に対して生産技術の導入などの助成を行う「加工・業務用野菜生産基盤強化事業」（交付元：独立行政法人農畜産業振興機構）の推進・実施に対する支援などを実施する。

5 農地中間管理事業（公益目的事業3）－農地中間管理機構業務－

（1）農地中間管理事業を活用した農地集積目標及び重点推進地区の設定

ア 農地中間管理事業の活用による集積目標

「千葉県農地利用集積推進本部会議」が定めた、平成35年度までに新たに担い手へ約4万ha（うち農地中間管理機構の活用約3万ha）を集積し、県内農地面積の5割を担い手が利用することを目的とする。

イ 各地域（農業事務所）における推進地区の設定及び集積目標

各地域段階での農地集積目標達成のため、具体的な推進地区（重点推進地区含む）の選定及び農地集積目標面積等については、各地域農地利用集積推進協議会での協議により合意された内容に沿ったものとする。

（2）担い手への農地集積の拡大に向けた連携強化

担い手への農地の集積・集約化を加速させるためには、地域の特性を踏まえて、地域の話合いを活性化させることが重要であることから、県・機構及び農業委員会ネットワーク機構は、市町村、農業委員会、土地改良区等と、より一層連携を密にして、以下のとおり推進体制を強化する。

ア 機構による現地推進体制

現地推進体制を強化するため、平成29年度から県内全ての農業事務所に機構支部職員を配置した。さらに、平成30年度には機構支部（印旛・海匠・山武）を2名体制へと増員するとともに、地域や担い手が求める農地整備の取組を進めるため、県から機構本部へ農業土木に精通した職員1名を派遣した。本体制の下、機構は、市町村や農業委員会等との連携を密にし、地域における担い手への農地集積活動を推進する。

イ 市町村等との連携強化

地域の徹底した話合いを基に、将来の地域農業の在り方等を定めた人・農地プランを市町村が作成し、プランに基づき中心的経営体への農地の集積・集約化を進めることから、農業事務所及び機構支部は、市町村等と連携を図りながら確実なマッチングを進める。

また、国は、農地中間管理事業における事務手続き等について、煩雑で時間がかかるといった担い手等の意見を受け、機構による農地貸付けを、市町村が作成する農用地利用集積計画と一括して権利設定できるように法改正を行うこととしている。迅速な貸借が可能となる本制度の活用を図り、関係機関が一体となって担い手への農地集積・集約化を推進する。

なお、担い手への農地集積率を平成35年度までに51%とするためには、市町村との業務委託の拡大が必要であるが、平成30年度における市町村との業務委託の締結状況は22市町村にとどまっている。

引き続き県（本庁・農業事務所）及び機構幹部による市町村長との意見交換等を行い、市町村との連携体制の強化を図る。

併せて、平成30年7月から、農地中間管理事業管理システムの市町村接続が25市町村で開始されたので、機構及び県は、システム未導入市町村に対して、システム導入を依頼し、業務の合理化・安全性向上を図りつつ、更なる連携に繋げる。

*平成30年度の機構の業務委託状況（20市町村、2団体、11改良区）

ウ 農業委員、農地利用最適化推進委員との連携強化

平成30年8月に、52市町村（浦安市、習志野市を除く）すべてに農地利用最適化推進委員が設置されたことから、引き続き現地活動と制度への理解をより深めるため、農業委員会等を対象とした巡回研修や機構支部との意見交換等を行い、農地や担い手の情報及び重点推進地区等の活動方針を共有できる連携体制を構築する。

国は、農業委員、農地利用最適化推進委員が、農業者等による地域の話合いの場において、情報提供やコーディネーター役として参加する等の協力義務を明確化することとしている。

県農業事務所は、重点推進地区等を担当する農業委員や農地利用最適化推進委員との推進体制表を作成するとともに、地域の具体的な行動計画に基づき、推進地区の活動にあたっては、機構支部と連携し、関係者が一体となって担い手への農地集積・集約化を進める。

エ 土地改良区と連携した農地集積の推進体制の強化

土地改良区は、農業者にとって身近な存在であるとともに、地域の実情を知る機関の一つとして、農地の出し手と受け手の繋ぎ役が期待されることから、農業事務所及び機構支部は、土地改良区の有する情報を活用し、地域の中心的経営体に農地の集積・集約化を進める。

また、土地改良区での更なる農地中間管理事業活用のため、定款変更や業務委託を拡大し、機構との協力体制の構築を図る。

（3）地域における話合いを基本とした担い手への農地集積の推進

農業事務所及び機構支部は、市町村等と連携し、人・農地プランや多面的機能支払活動などの話合いの場がある地域や、集落営農、経営規模の拡大を志向する経営体が存在するなど、農地流動化への機運がある地区の中から、地域農地利用集積推進協議会で推進地区・重点推進地区を設定し、将来の地域農業の在り方について関係機関との共有認識の下、地域の徹底した話合いで、より具体的※な人・農地プランに記載された担い手への農地集積・集約化を進める。

※耕作者等の年代情報や後継者の確保状況など地域の現況を地図により把握し、これに基づき中心的経営体（担い手）への農地の集約化の将来方針を記載する等

ア 農地整備の実施による担い手への農地集積・集約化

(ア) 農地耕作条件改善事業等を契機とした農地の集積・集約化

農業事務所及び機構支部は、地域での話合いの中で、作業性の良い農地への改善を担い手が求める場合に、農地耕作条件改善事業等を活用した、畦畔除去や暗きよの敷設等、農業者の自力施工による簡易な農地整備を提案し、地域の農地集積・集約化を進める。

(イ) 目指すべき地域営農を実現するための農地整備事業の活用

農業事務所及び機構支部は、地域での話合いの中で、担い手への農地集積・集約化による農業経営の規模拡大や生産コストの削減及び高収益化等を目的として、農地の大区画化や汎用化等による農地整備の活用を、地域が検討する場合は、農地中間管理機構関連農地整備事業等の制度説明を行う。

制度理解が進んだ地区については、地域が目指すべき営農の実現に必要な土地改良事業計画を、県、市町村、土地改良区等が協力して策定するとともに、農地中間管理機構関連農地整備事業のみならず、地域の実情に応じて、より適した他の農地整備事業を活用し、担い手への農地集積・集約化を進める。

イ 担い手に対する機構活用のアプローチの強化

農業事務所及び機構支部は、関係機関と連携し、担い手から農地の貸借状況や、周辺農家の農地の利用状況などの情報を得て、新たな出し手の掘り起こしを行うとともに、事業を活用した担い手へ効率的にアプローチすることで、利用権の更新時期を迎えた農地や作業受託などで利用される農地について、農地中間管理事業の活用へと誘導する。

なお、大規模農家の多くが飼料用米等による米の需給調整（生産調整）に取り組んでいる実態を踏まえ、担い手に対する飼料用米等の作付けの働きかけと併せて、農地集積・集約化の推進を図る。

さらに、集落営農組織については、集落営農推進員等と連携し、生産基盤の確保による安定的な農業経営に向け、法人化と併せて機構を介した貸借へと誘導する。

ウ JAとの連携による担い手への農地集積の推進

担い手の体質強化を図るためには、農地集積による生産基盤の確保と併せ、計画的な農産物の生産と販売を行う必要がある。県及び機構はJAと連携し、地域農業の将来像について認識を共有した上で、地域における作付品目や、販売方法等を検討し、担い手の作付意向等を確認しながら、農地集積・集約化を進める。

エ 企業等の農業参入による担い手の確保

担い手が不足する地域においては、企業等の農業参入を含めた受け手の確保が重要となる。県及び機構は市町村、土地改良区等と連携し、農地情報の収集を行うとともに、機構ホームページ上における企業向け農地情報の公開等により、受け手となる企業等への情報提供を行う。

(4) 事業の周知徹底と制度理解の促進

ア 事業の周知

県・機構及び農業委員会ネットワーク機構は、講習会などの人が集まる機会を活用し、事業説明による制度理解を促す。また、農地の出し手である所有者に制度を周知するため、ポスター、パンフレットの作成・配布、広報誌への記事掲載等によるPR活動を行う。

(ア) 講習会、研修会等による制度の周知

(イ) 事業ポスターの作成、配付（県・機構・市町村・JA等）

(ウ) 事業パンフレットの作成・配布（県・機構・市町村・JA等）

(エ) 市町村広報誌、普及だより、JA機関誌等への記事掲載（県・市町村・JA等）

(オ) ラジオCMによるPR活動

イ 制度理解の促進

担い手や事業の活用実績の少ない関係機関（市町村、土地改良区、農業委員会等）などとの意見交換会を開催し、制度理解を促進する。

(5) 関連事業

ア 農地耕作条件改善事業

既に区画が整備されている農地の担い手等への農地集約を図るために、畦畔除去等による区画の拡大や暗渠排水等の簡易な整備を行う国庫事業を活用する。

イ 農地中間管理機構関連農地整備事業

農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が実施する基盤整備を推進する。

ウ 条件整備資金融資

機構が農地中間管理権を有する農地において実施する条件整備に要する経費に充当するため、公益社団法人全国農地保有合理化協会が行う無利子融資を活用する。

6 組織力強化対策事業（共益事業）

（1）組織活動支援事業

県内生産者の組織活動を促進することにより、経営力の向上を図るとともに、安定した品質の園芸農産物の供給力を高めるため、輸出を含めた販路拡大の取組など、生産者が取り組む生産から販売までの自主的な組織活動を支援する。

- ア 野菜関係組織活動推進事業
- イ 果樹関係組織活動推進事業
- ウ 花き関係組織活動推進事業
- エ 植木関係組織活動推進事業
- オ いちご関係組織活動推進事業

（2）活動促進事業

関係団体との連携強化を図るため、それぞれの団体等の取り組む活動を支援する。

ア 生産者団体が取り組む各種共進会への開催支援

- （ア）千葉なし味自慢コンテスト
- （イ）千葉県植木共進会
- （ウ）千葉県フラワーフェスティバル
- （エ）房総みかん美味コンテスト
- （オ）関東東海花の展覧会

（2019 は千葉県が当番県であるため、単年度での開催支援を行う）

イ 千葉県農業者総合支援センター

担い手の総合的な相談窓口として設置された千葉県農業者総合支援センターの運営に参画し、担い手の経営安定・発展支援に取り組む

ウ 千葉県花き振興地域協議会

新規での県単事業（次世代国産花き産業確立推進事業）の活用により、花などの魅力に触れる機会を作り、花植木の新たな需要を開拓するため、花育花育活動への更なる協力・支援を行う

エ 一般社団法人千葉県農業会議

千葉県農業会議が実施する活動に対しての協力・支援を行う

オ 千葉県農業用廃プラスチック対策協議会

千葉県農業用廃プラスチック対策協議会が実施する活動に対しての協力・支援を行う

7 その他事業

(1) 農地売買支援事業（収益事業）

ア 旧農地保有合理化事業

経営規模の縮小を考えている農家や農業をやめることを考えている農家から、機構が農地を借りて経営規模拡大を考えている農家に貸す事業を実施する。

イ 空港関連事業

空港周辺農用地について、貸付け及び代替地の管理などを実施する。

平成31年度収支予算(平成31年4月1日から平成32年3月31日)

(単位:円)

科目	当年度	前年度 (更正予算額)	差異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	0	0	0
特定資産運用益	700,000	700,000	0
受取会費	39,200,000	39,138,640	61,360
事業収益	336,457,000	253,008,000	83,449,000
受取補助金	249,858,000	207,400,000	42,458,000
受取受託金	79,400,000	78,150,000	1,250,000
受取交付金	64,183,000	102,809,000	△ 38,626,000
受取負担金	6,100,000	6,100,000	0
受取利息	245,000	245,000	0
雑収益	53,000	53,000	0
経常収益計	776,196,000	687,603,640	88,592,360
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	15,300,000	15,300,000	0
給料手当	134,900,000	134,100,000	800,000
臨時雇用賃金	7,500,000	7,500,000	0
退職給付費用	825,000	805,000	20,000
法定福利費	24,840,000	23,350,000	1,490,000
福利厚生費	940,000	940,000	0
旅費交通費	6,786,000	8,326,000	△ 1,540,000
通信運搬費	6,146,000	5,566,000	580,000
光熱水道費	4,800,000	3,300,000	1,500,000
賃借料	12,380,000	12,690,000	△ 310,000
消耗品費	6,615,000	6,218,000	397,000
備品費	4,000,000	3,300,000	700,000
修繕費	3,000,000	3,000,000	0
印刷製本費	6,060,000	4,650,000	1,410,000
通信広告料	2,000,000	2,081,000	△ 81,000
資材費	5,250,000	4,000,000	1,250,000
会議費	2,470,000	2,430,000	40,000
諸謝金	7,840,000	7,950,000	△ 110,000
報償費	520,000	299,000	221,000
租税公課	4,450,000	4,437,000	13,000
支払負担金	950,000	700,000	250,000
支払助成金	32,950,000	32,950,000	0
委託費	73,630,000	54,100,000	19,530,000
農地売却原価	8,000,000	0	8,000,000
農地賃借料	296,634,000	191,086,000	105,548,000
中間管理農用地管理費	10,000,000	850,000	9,150,000
条件整備事業費	78,429,000	148,324,000	△ 69,895,000
融資資金繰り出し金	0	0	0
融資資金償還費	0	0	0
支払手数料	55,000	37,000	18,000
雑費	876,280	787,000	89,280
事業費計	758,146,280	679,076,000	79,070,280

平成31年度収支予算(平成31年4月1日から平成32年3月31日)

(単位:円)

科目	当年度	前年度 (更正予算額)	差異
管理費			
役員報酬	2,800,000	2,800,000	0
給料手当	6,200,000	6,100,000	100,000
臨時雇用賃金	0	700,000	△ 700,000
退職給付費用	500,000	500,000	0
法定福利費	1,600,000	1,000,000	600,000
福利厚生費	200,000	200,000	0
会議費	500,000	500,000	0
旅費交通費	500,000	500,000	0
通信運搬費	1,000,000	1,000,000	0
賃借料	1,000,000	1,000,000	0
消耗品費	1,000,000	1,000,000	0
備品費	1,000,000	1,000,000	0
印刷製本費	500,000	500,000	0
租税公課	200,000	200,000	0
委託費	600,000	600,000	0
支払手数料	100,000	100,000	0
修繕費	100,000	100,000	0
雑費	200,000	300,000	△ 100,000
管理費計	18,000,000	18,100,000	△ 100,000
経常費用計	776,146,280	697,176,000	78,970,280
評価損益等調整前当期経常増減額	49,720	△ 9,572,360	9,622,080
基本財産財産評価評価損益等	0	0	
特定資産評価損益等	0	0	
投資有価証券評価損益等	0	0	
評価損益等計	0	0	
当期経常増減額	49,720	△ 9,572,360	9,622,080
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	49,720	△ 9,572,360	9,622,080
一般正味財産期首残高	86,440,634	96,012,994	△ 9,572,360
一般正味財産期末残高	86,490,354	86,440,634	49,720
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	150,000,000	150,000,000	0
指定正味財産期末残高	150,000,000	150,000,000	0
III 正味財産期末残高	236,490,354	236,440,634	49,720